

(意見書案第 23 号)

北海道電力株式会社の電気料金値上げ等に関する意見書

北海道電力株式会社は、泊原子力発電所が停止する中、火力発電所の稼働増による燃料費の増加などを理由に、昨年 9 月の値上げに続き、本年 7 月末に二度目となる大幅な電気料金の値上げを国に申請した。

このまま値上げが実施された場合、今年の値上げ分と合わせ、値上げ幅は、家庭用など規制部門では、平均 26.1%、産業など自由化部門では、実に 36.1%にも及ぶこととなり、道民生活や道内経済への影響は看過できない状況となっている。

特に、企業においては、電力消費量も多いことから、電気料金の値上げによる影響が大きく、とりわけ、コストの増加を製品価格に転嫁することが困難な中小企業においては、企業活動の継続そのものを脅かしかねない状況にあり、円安や電力用を主とした国内需要の高まりによる石油価格などの高騰や、資材価格の値上がりとも相まって、道内経済界からは「死活問題であり、廃業や北海道から撤退する企業も出かねない」との声も寄せられるなど、まさに「経営危機」に直面する事態となっている。

よって、国においては、このような本道の厳しい実情を踏まえ、北海道電力株式会社の電気料金再値上げ申請に関し、以下の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 北海道電力株式会社における経営合理化をはじめ、企業努力をさらに徹底して進めるよう指導するとともに、市民生活の厳しい現実を踏まえ、電気料金の値上げ幅及び実施時期について、厳正な審査を行うこと。
- 2 電気料金の値上げ影響緩和のため、大口需要家など電気料金の値上げの影響が特に大きい企業や厳しい経営環境にある中小企業などに対し、省エネ設備や自家発電施設の導入などの支援の拡充を行うこと。
- 3 「エネルギー基本計画」に基づき、電力やエネルギーを安価で安全かつ安定的に供給する施策を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 24 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣

} 宛